

ひたちなか市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画スケジュール

目標値

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外在校等時間45時間以下の人数	小79% 中66%	小86% 中77%	小93% 中88%	小・中100%
時間外在校等時間平均30時間程度	小33時間 中38時間	小32時間 中36時間	小31時間 中33時間	小・中30時間

実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し				
ア 学校以外が担うべき業務				
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）				
・学校運営協議会等を通じて保護者・地域住民等の理解を得て、ボランティア等を募集	実施			
②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）				
・放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わない。	実施			
・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有。	実施			
③学校徴収金の徴収・管理				
・既に公会計化している給食費を除く学校徴収金について、校内で現金を使用しない効率的な徴収方法に変更。	検討	実施		
④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応				
・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対し、「複数人による対応」「対応時間は原則1時間以内」「毅然とした対応」など、対応に関する留意事項を策定。	実施			
・引き続き学校を挙げての組織的な対応や、関係機関との連携、スクールロイヤーの活用などを推進。	実施			
イ 教師以外が積極的に参画すべき業務				
⑤調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）				
・学校へ依頼している調査・統計等について、内容を精選し回答時期を集約。	実施			
・市から学校に発出する調査の回答に係る事務負担を、校務支援システムの機能等を十分に活用することにより軽減。	実施			
⑥児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）				
・学校運営協議会等において保護者・地域住民等の理解を得て、ボランティアによる見守りを推進。	検討	実施		
⑦校内清掃（「3分類」⑫関係）				
・校内清掃の実施回数や範囲の合理化により負担軽減を促進。	検討	実施		
・学校運営協議会等において保護者・地域住民等の理解を得て、ボランティアによる清掃の見守りを推進。	検討	実施		
⑧部活動（「3分類」⑬関係）				
・令和8年度より、原則、休日の全ての部活動の地域展開として、地域クラブ活動を重視する	実施			
・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、休日の整備状況を鑑みながら、準備が整った団体から地域展開を実施。	研究	準備	準備	実施

ひたちなか市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画スケジュール

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑨ 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）				
・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築しながら。教職員の休憩時間確保に務める。	研究	研究	検討	実施
⑩ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）				
・校務支援システムの機能を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減。県の推進する共同利用校務支援システムへの移行	準備	準備	実施	→
・自動採点技術等を活用することによって採点作業に係る事務負担を軽減	研究	検討	実施	→
・定期テストの回数や通知表の見直し。	研究	検討	実施	→
⑪ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）				
・保護者、学校運営協議会の理解を得て、学校行事を精選。	検討	実施	→	→
・学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、支援スタッフとの協働を促進。	検討	実施	→	→
⑫ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）				
・児童生徒の課題に応じて、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門人材と教師が協働し支援を促進する。不登校児童生徒への対応では支援員の活動内容を見直し、継続的な支援ができる体制を充実させる。	実施	→	→	→

(2) 学校における措置の推進				
・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には見直す。	実施	→	→	→
・打合せや平日の部活動を勤務時間内に終わらせるなど、日課表の工夫。	検討	実施	→	→
・デジタル技術の活用による校務の効率化。	研究・検討・実施	→	→	→
・電話の通話予告アナウンス及び通話録音機能を全校設置。	検討	実施	→	→

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組				
・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員と校長が面談を行い、面談の状況を市教育委員会へ報告する。また、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える状況が改善しない場合は、市教育委員会が直接当該職員と面談し、校長に状況の確認及び指導を行い、学期内であっても事務分掌の変更を行う。	実施	→	→	→
・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保の考え方の普及を図る。	実施	→	→	→
・心身の健康問題についての相談窓口について周知を行う。	実施	→	→	→
・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、チーム担任制や教科担任制を未実施校について推進	研究	準備	準備	実施
・長期休業等の期間中に8日間の一斉閉校期間の設定を行う。（現行7日間）	検討	実施	→	→